

児童福祉法に基づく児童通所支援事業所「ひまわり」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 向陵会（以下「事業者」という。）が設置する児童通所支援事業所 ひまわり（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業（以下「指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。

- (1) 児童発達支援事業の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を取得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
- (2) 放課後等デイサービス事業の提供に当たっては、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
- 2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域及び家族との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、法及び「京都府児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年7月27日京都府条例34号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 児童通所支援事業所ひまわり
- (2) 所在地 京都府向日市上植野町北小路6 1 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 2 名 (児童発達支援 常勤職員 1 名)
(放課後等デイサービス 常勤職員 1 名)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握 (以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。

ウ) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

エ) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握 (障害児等についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。

オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

- (3) 児童指導員 3 名 (児童発達支援 常勤職員 2 名)
(放課後等デイサービス 常勤職員 1 名)

通所支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。

- (4) 保育士 1 名（放課後等デイサービス 常勤職員 1 人）

通所支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。

- (5) 運転手 1 名（非常勤職員）

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

平日 午前9時から午後6時まで

- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- (4) サービス提供時間

ア) 児童発達支援事業

平日 午前9時から午前11時30分までとする。

午後1時から午後2時30分までとする。

イ) 放課後等デイサービス事業

平日 授業終了後から午後5時30分までとする。

学校長期休暇 午前10時から午後5時までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援事業 10名

- (2) 放課後等デイサービス事業 10名

（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者）

第7条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児、精神障害児及び難病等対象児（発達障害児を含む））

- (2) 発達に遅れのある児童

（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容）

第8条 事業所で行う指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容は、次のとお

りとする。

(1) 通所支援計画の作成

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ア) 指定児童発達支援事業 | 児童発達支援計画の作成 |
| イ) 指定放課後等デイサービス事業 | 放課後等デイサービス計画の作成 |

(2) 日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

(3) 集団生活適応訓練

コミュニケーション等

(4) 創作的活動

絵画、工作、園芸等

(5) 更生相談

医療、福祉、生活の相談等

(6) 介護方法等の指導

- | | |
|-------------------|----------------|
| ア) 指定児童発達支援事業 | 家族等に対する療育技術指導等 |
| イ) 指定放課後等デイサービス事業 | 家族等に対する介護技術指導等 |

(7) 健康指導

健康チェック、健康相談

(8) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅と事業所との間、又は学校から事業所との間の送迎を行う。(指定放課後等デイサービス事業の利用者のみ)

(通所支援計画の作成等)

第9条 管理者は、児童発達支援管理責任者に通所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討するものとする。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、障害児及び保護者に面接して行うものとする。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童通所支援事業以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童通所支援事業の目標及びその達成時期、指定児童通所支援事業を提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成するものとする。

- 5 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定児童通所支援事業の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、通所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の原案の内容を障害児及び保護者に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を保護者に交付するものとする。
- 7 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更するものとする。

（利用者から受領する費用の額等）

第10条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際には、利用者から指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

- 3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

(1) 創作活動に係る材料費、外出による交通費等、活動にかかる実費。

(2) 送迎サービスの提供に係る費用

第13条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域

事業所から片道10キロメートル未満

1回（片道）につき100円

事業所から片道10キロメートル以上

1回（片道）につき150円

(3) おやつ代 1食あたり100円

(4) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

(5) 提供時間外の放課後等デイサービス事業の利用料 1時間1,600円

(6) 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当

該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（障害児通所給付費の額に係る通知）

第11条 事業者は、法定代理受領により市町村から障害児通所給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該障害児に係る障害児通所給付費の額を通知するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条 利用者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの各サービスを利用するに当たっては、次に規定する内容に留意するものとする。

- (1) サービスの提供を受ける際には、事前に障害児の健康診断書や日常生活上の留意事項を書面により提出すること
- (2) サービス利用日における障害児の健康状態や心身の状況などの引継ぎ事項を職員に連絡すること
- (3) 事業所内設備の利用に当たっては、事業所の許可を求め、職員の指示に従うこと

（通常の事業の実施地域）

第14条 通常の事業の実施地域は、向日市、長岡京市、大山崎町及び京都市西京区の一部、伏見区の一部、南区の一部とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第15条 現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要

な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、当該障害児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第16条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

- 第17条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する障害児及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の2第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児及びその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

- 第18条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上(法人内の内部研修及び外部研修)
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、障害児等に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 (令和3年1月15日決定)

- 1 この規程は、令和3年1月15日から施行する。
- 2 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスひまわり運営規程は廃止する。